

事業用自動車に係る環境対応車普及促進事業補助金の交付申請受付終了方法について

自動車運送事業用自動車（いわゆる緑ナンバー、黒ナンバーの車両）を対象とした環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度（環境対応車普及促進事業補助金）は、平成21年度第2次補正予算により、本年9月末まで延長することとされました。

しかしながら、事業用自動車に係る環境対応車普及促進事業補助金については、6月22日現在において238億円の申請を受け付けており、これまでの申請状況などを考慮すれば、9月末を待たず、補助金交付申請が予算額（304億円）を超える可能性があります。したがって、交付申請の受付終了方法について下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

- (1) 原則として、補助金交付申請額が予算額を超過すると予想される日の前日をもって、申請受付を終了します。
- (2) 補助金の交付にあたっては、補助金交付申請日^{※1、2}が早いものから優先的に交付することとします。
- (3) 申請受付終了日までに補助金交付申請書が受理された場合でも、申請が殺到し補助金交付申請が予算額を超過するなどの理由により、補助金が交付されないことがあります。
- (4) 補助金の申請進捗状況は、一般社団法人 次世代自動車振興センター（NEV）のホームページにおいて最新の進捗状況を公表しております。

※1 NEV、社団法人日本自動車販売協会連合会（自販連）、社団法人全国軽自動車協会連合会（全軽自協）、日本自動車輸入組合（JAIA）の申請窓口において、補助金交付申請書原本を受理した日をもって補助金交付申請日とします。（NEV、JAIA への申請は、郵送のみ受付）

ただし、これらの機関に対し補助金交付申請書を提出しても補助対象事業（新車の登録及び経年車の廃車引取（経年車の廃車を伴う場合））の完了が確認されない場合は、受理とは見なされません。

また、申請書を郵送する場合には、投函日ではなく各機関での受理日をもって申請日とします。

※2 補助金交付申請書が受理された場合でも、補助金交付申請が予算額を超過するなどを理由に補助金が交付されないことがあります。